

林業の伐木作業における労働災害防止対策の徹底について、緊急要請を行いました。

十日町労働基準監督署では、管内で伐木作業現場における死亡災害が発生したことを踏まえ、平成28年11月7日付けで、林業・木材製造業労働災害防止協会妻有分会、東頸城分会、新潟県林業改良協会南魚沼支部、建設業労働災害防止協会新潟県支部十日町分会に対し、緊急要請を行いました。

(要請内容は別添のとおりです。)

要請文は内容が同じであるため、林業・木材製造業労働災害防止協会妻有分会宛分のみ掲載します。

十日町基署発 1107 第 1 号
平成 28 月 11 月 7 日

林業・木材製造業労働災害防止協会妻有分会長 殿

十日町労働基準監督署長

林業における労働災害防止対策の徹底について(緊急要請)

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、十日町労働基準監督署管内において、10月に伐木作業中における死亡災害が発生しました。管内の林業における災害については、災害発生件数は他業種と比べると少ないものの、間違えると死亡災害に直結する災害も発生しています。

労働災害防止については、日頃からの労働者への安全衛生教育を行うとともに、作業現場の状況に応じた作業方法を定め、その作業方法を確実に実施していただく必要があります。

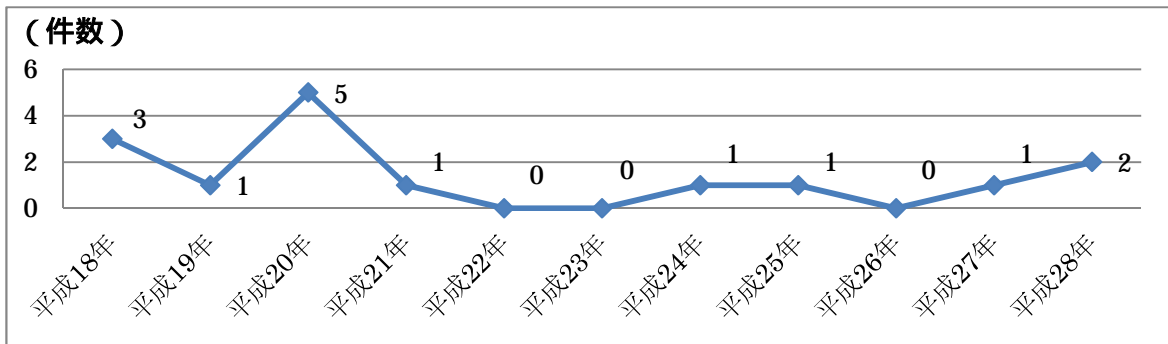
つきましては、伐木作業における労働災害防止対策を徹底するために、下記の事項に十分留意した作業が行われるよう貴団体の会員事業場に対し、周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 伐倒の際に退避する場所をあらかじめ選定すること。
- 2 かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険の生ずるおそれのあるものを取り除くこと。
- 3 伐倒しようとする立木の胸高直径が四十センチメートル以上であるときは、伐根直径の四分の一以上の深さの受け口をつくること。
- 4 伐木の作業を行うときは、伐倒について一定の合図を定め、当該作業に関係がある労働者に周知すること。

- 5 伐木の作業を行う場合において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者（以下、「他の労働者」という。）が、伐倒により危険を生ずるおそれがあるときは、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者に、あらかじめ、合図を行なわせ、他の労働者が退避したことを確認した後でなければ、伐倒させないこと。
- 6 造材の作業（伐木等機械による作業を除く。）を行うときは、転落し又は滑ることにより、当該作業に従事する労働者に危険を及ぼすおそれのある伐倒木、玉切材、枯損木等の木材について、当該作業に従事する労働者に、くい止め、歯止め等これらの木材が転落し、又は滑ることによる危険を防止するための措置を講じること。
- 7 造林、伐木、造材、木寄せ又は修羅による集材若しくは運材の作業を行っている場所の下方で、伐倒木、玉切材、根損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせないこと。

十日町労働基準監督署管内の林業における休業4日以上の労働災害発生件数



平成28年は10月末の件数

十日町労働基準監督署管内で平成18年以降に発生した林業における主な災害事例

傾斜地でけん引具（チルホール）を使用し、立木を伐倒していたところ、対象木が当初の予定より下方に倒れ、けん引ワイヤロープが引っ張られたことによりチルホールを台付していたワイヤロープが断裂し、近くにいた労働者に直撃した。

伐倒した木の枝払いをしていたところ、上方から他の労働者が伐倒した木が被災者に向かってきたため、被災者は逃げようとしたが間に合わず、木の下敷きになった。

チェーンソーで伐倒した木の枝払いをしていたところ、伐倒木の枝に自ら激突し、足を負傷した。

高さ約3mのはしご上から、背負式枝打機で枝を切断していたところ、枝打機の刃が幹に置いていた手に接触し負傷した。

切断面が斜面上方にある伐倒した木の枝払い作業中、チェーンソーが木に挟まったため、引き抜こうとしたところ、伐倒した木が回転するように動き出し、被災者はその木の枝に押されて転倒し、その木の枝と枝に挟まれ負傷した。

急傾斜地で木（枯木）を伐倒したところ、直下にあった木に当たって跳ね返り、被災者側に倒れた。被災者は倒れてくる木を避けきれず激突した。

枝払い作業において、枝の中間部を切断したところ、切断する枝に力が掛かっていたため、切断後に元枝が跳ねて、被災者に当たり負傷した。

雪害により倒れた木の処理作業において、雪の重みで反りが抑えられていた倒木と知らず、その倒木の玉切りをするためにチェーンソーで切断したところ、跳ね上がり、被災者に直撃した。